

いきいき働く医療機関サポートWeb (通称:いきサポ)を ご活用ください

いきサポの主な便利機能

- 1 医療従事者の働き方や勤務環境の改善に関する政策情報を集約・提供しています
- 2 医療機関の取組事例が検索できます
- 3 これまでに開催された国のセミナー資料や講演動画を見ることができます



医療勤務環境改善支援センターにご相談ください

働き方改革や勤務環境改善に関することは、
医療勤務環境改善支援センター(勤改センター)の
無料相談を利用しましょう!



相談・支援内容(例)

- 研修会への講師派遣
- 勤務環境改善に関する相談対応
- 情報提供 等

すべての都道府県に「医療勤務環境改善支援センター」が
設置されています。

都道府県 医療勤務環境改善支援センター

各都道府県に設置された、医療従事者の
勤務環境の設置を促進するための拠点

医療労務管理
アドバイザー
(社会保険労務士等)

医業経営
アドバイザー
(医業経営コンサルタント等)

連携



専門的な助言や情報提供により
医療機関を支援

勤改センターの活用事例

●アドバイザー派遣の例

アドバイザーの訪問支援

医療機関の具体的な課題や相談項目について、
訪問してアドバイスを実施

●電話相談の例

電話による相談

医業経営、労務管理などの情報提供や電話相談の実施

●講師派遣の例

派遣講師による研修・勉強会

労務管理に関する研修会への講師派遣など

●マネジメントシステム

医療勤務環境マネジメントシステムの
導入支援支援

働き方改革等への取組に関して
何か困ったことがありましたら、
ぜひ勤改センターへ!

医療機関のみなさまへ(経営者・管理者・職員)

医療機関の 働き方改革

取り組むことが、
地域の医療を未来に
つなげます!

特集

準備は出来てますか?

2024年4月～、医師にも時間外労働の上限規制適用開始です



いきサポ 勤務環境の改善に役立つ
各種情報や取組事例を紹介

まずは「いきサポ」アクセス!

<https://iryuu-kinmukankyou.mhlw.go.jp/>



備えは
十分ですか？

2024年4月からは、医師にも時間外労働の上限規制が適用されます

2024年4月に向けて、医療機関に求められる取組

☑ 医療機関において医師の勤務実態を把握します。

☑ 兼業・副業について

まずは自院の労働時間の把握を。兼業・副業先の労働時間も通算します。自己申告等で把握できる体制を。

☑ 宿日直許可の取得について

まずは自院の宿日直許可の有無を確認し、必要な許可は申請を。兼業・副業先の宿日直許可の有無も自己申告等で把握できる体制を。

☑ 自己研鑽の取扱いについて

自己研鑽の取扱いの明確化、ルール化を。よく話し合いを重ねて。



☑ 目指す水準を設定し、必要な準備、取組を進めます。

※制度の趣旨に合った形で、実態に応じた水準を選択

2024年4月以降は
A水準を目指す

令和5年度末までの医師労働時間短縮計画の作成に努める(努力義務)

※2024年4月1日より前に年間960時間超の医師がいる場合

2024年4月以降は
BC水準を目指す

令和6年度以降の医師労働時間短縮計画を作成し、評価センターの評価を受け、都道府県知事の指定を受ける

B
連携B
C1
C2

☑ 追加的健康確保措置の実施に向けた体制づくりを進めます。

面接指導
の実施

※(水準にかかわらず)時間外・休日労働が月100時間以上見込みの医師に対して実施

勤務間インターバル
の確保

※BC水準の場合は“義務”、A水準の場合は“努力義務”



2024年4月以降、自院は、どの水準の適用を目指すべきか決まっていますか？

● 評価センターの評価期間は、

少なくとも「4か月程度」必要とされています。

(※評価の過程で「中間報告」として内容の見直し等が求められ、評価が中断することもあります)

● 書面調査から都道府県での指定公示まで、

少なくとも「6か月程度」は見込んでおきましょう。

自院は「A水準(水準申請が必要ない)」と考えている医療機関は、今一度確認を!

● 労働時間の適正把握を行った上で判断していますか？

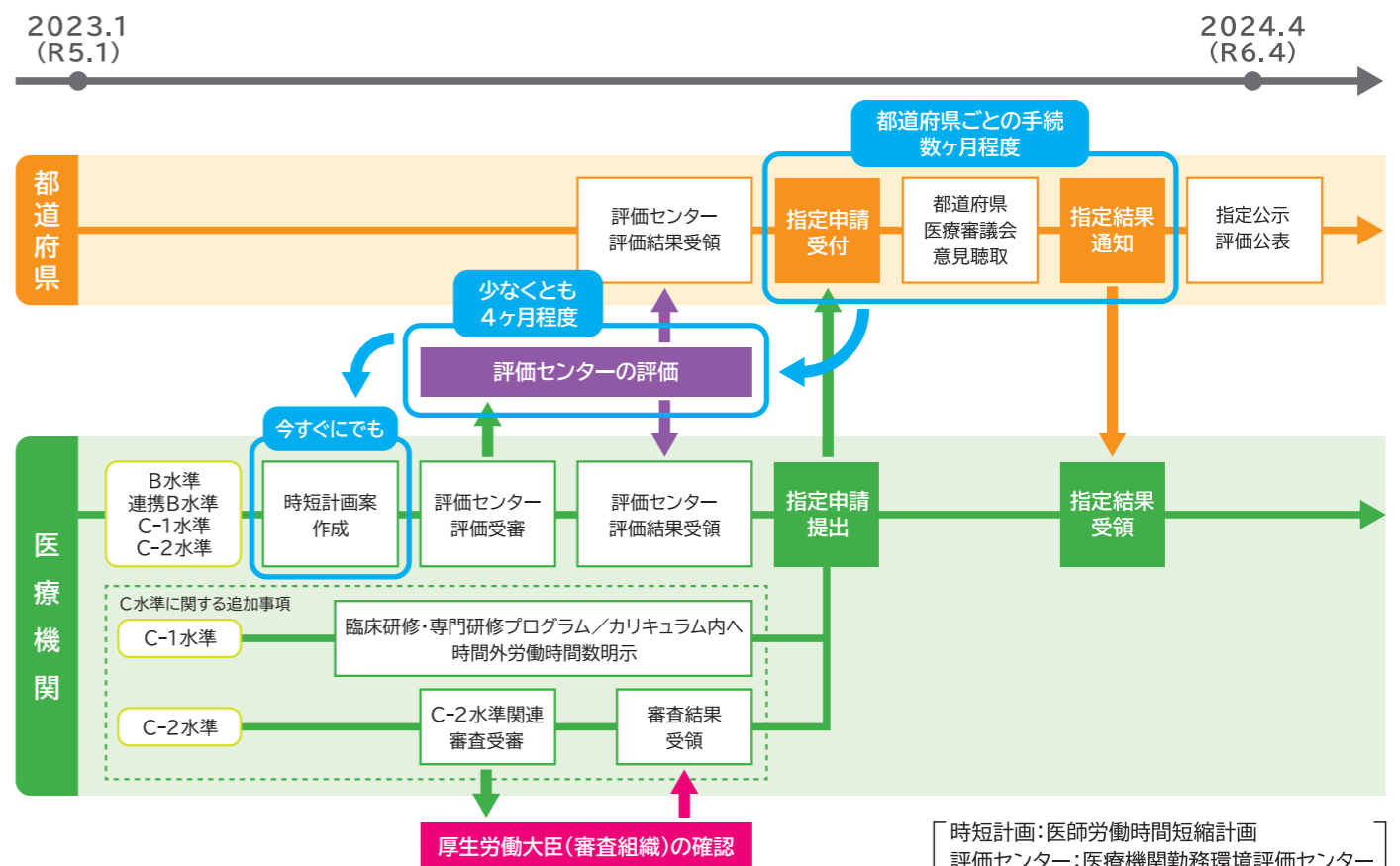
(兼業・副業を含めても「960時間超」の医師はいませんか?)

● 他の医療機関から医師の派遣を受けているような場合、

派遣元に対して、宿日直許可取得の必要性を確認してありますか？



B・C水準の指定に係る都道府県・医療機関の手続きの流れ



時短計画: 医師労働時間短縮計画
評価センター: 医療機関勤務環境評価センター